

三川町育英奨学資金について

1. 目的

三川町では、学習意欲が高く、学業優秀で学資の支弁が困難と認められる学生に対し、奨学資金（無利子）を貸付することを目的にしています。

2. 対象者

本町に住所を有する者の子弟に対し、高等学校、高等専門学校、短大・専修学校（専門課程）、大学・大学院修士課程に在学・進学し、学業優秀で学資の支弁が困難と認められる方。

3. 内容

奨学資金の貸付額（月額）と償還期間は以下のとおりです。新規貸付者は毎年6名程度を予定しています。

区分	貸付額（月額）	償還期間
大学・大学院修士課程	50,000円以内	10年以内
短大・専修学校（専門課程）	30,000円以内	5年以内
高等専門学校	15,000円以内	6年以内
高等学校	10,000円以内	5年以内

4. 申請から貸付までの流れ

7月1日

広報掲載、申請書受付開始

8月22日

申込み締め切り

9月下旬

審査会開催後、選考結果及び予約決定の通知を送付

10月～4月

①予約決定された方で、入学校の決定報告書を提出いただいた方へ三川町育英奨学資金貸付決定通知書を送付。

②上記決定通知書受領後、誓約書等の書類を2週間以内に提出。新年度の4月末日まで在学証明書を提出。

※なお、上記誓約書等書類及び在学証明書が期限までに提出されなかった場合は、貸付決定を取り消します。

5月末日

4・5月分をまとめて指定する口座に振込み。以降毎月末に当該月分の貸付金を振込み。

5. 学校卒業から償還までの流れ

3 月

学校卒業

4 月中旬

貸付完了に伴う書類の提出

翌年 4 月

償還開始

6. その他

貸付を受けている者が、別の校種に編入又は大学院修士課程に進学し、引き続き貸付を希望する場合は、改めて貸付申請書の提出が必要となります。誓約書提出及び貸付完了に伴う借用証書提出の際、保護者及び保護者以外の連帯保証人が必要になりますので、詳しくは『三川町育英奨学資金貸付細則』をご覧ください。